

6 就労

(1) 就労のための訓練等 ---*---*---*---*---*---*---*---

ア 就労訓練等

《参照☞ 8章(P.80)》

(ア) 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(イ) 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

(ウ) 就労定着支援

就労移行支援等を利用して一般就労に移行した人に、一定期間、就労に伴う生活上の課題に対応できるように支援を行います。

(エ) 就労選択支援（令和7年10月1日より開始）

就労移行支援等を利用する意向がある人等が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択について支援を行います。

対象者 障害者

相談窓口 市町村

イ 障害者職業能力開発校

障害者が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。寄宿舍もあります。

相談窓口 障害者職業能力開発校またはハローワーク

募 集 下記へ直接問い合わせてください。

名 称	所在地・電話番号	訓 練 科 目
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)	〒359-0042 所沢市並木4-2 電話 04-2995-1711 (代表) FAX 04-2995-1052	機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OAシステム科、DTP・Web技術科、経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科、物流・資材管理課、アシスタントワーク科
東京障害者職業能力開発校	〒187-0035 小平市小川西町 2-34-1 電話 042-341-1427 (直通) FAX 042-341-1451	ビジネスアプリ開発科、グラフィックDTP科、建築CAD科、製パン科、オフィスワーク科、実務作業科、職域開発科、OA実務科、就業支援科、調理・清掃サービス科、ビジネス総合事務科、ものづくり技術科

ウ 県立職業能力開発センター・県立高等技術専門校

県立職業能力開発センターでは、知的障害者を対象とした「サービス実務科」、精神障害者・発達障害者を対象とした「職域開発科」において、主に事務・介護・サービス系の職場で必要とされる技能を身に付けるための訓練を実施しています。

また、県立高等技術専門校に設置している訓練科目においても、障害のない方とともに職業訓練が可能な方について受け入れています。

相談窓口 県立職業能力開発センター
電話 048-651-1945 / FAX 048-651-3114
または居住地を管轄するハローワーク

エ 障害者対象委託職業訓練

県立職業能力開発センターでは、障害者の雇用を促進するため、企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用のニーズに対応した職業訓練を実施しています。

対象者 居住地を管轄するハローワークに求職登録し、就労意欲のある障害者
訓練コース 「知識・技能習得訓練コース」、「実践能力習得訓練コース」、「デュアルシステムコース（知識・技能習得と職場実習）」、「e-ラーニングコース」、「特別支援学校早期訓練コース」の5コース

訓練期間 原則、1か月から3か月以内（デュアルシステムコースは4か月）

受講料 無料（テキスト代等の負担はあり）

相談窓口 埼玉県立職業能力開発センター
電話 048-651-3136
FAX 048-651-3114

オ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

試用雇用（トライアル雇用）を通じ、事業主に対し障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、本人の適性・能力を見極めたうえで継続雇用への移行のきっかけとさせていただくことで、障害者の雇用機会の創出を図ります。

対象者 ハローワークに求職登録している障害者

雇用期間 精神障害者以外は原則3か月
精神障害者は原則6～12か月

助成金 精神障害者以外は対象労働者1人につき月額最大40,000円を支給
精神障害者は対象労働者1人につき雇入れから3か月は月額最大8万円、4か月から6か月までは4万円を支給（支給月は最長6か月目まで）

相談窓口 ハローワーク

カ 短期の職場適応訓練

事業主には障害者の技能の程度や職場への適応性を把握してもらうこと、障害者には実際に従事することになる仕事を経験して就業に自信を持ってもらうことを目的に、埼玉県が民間事業所に委託して実施します。

6 就労

対象者	公共職業安定所長が職場適応訓練を受けることを指示したもの
訓練期間	2週間以内（重度障害者は4週間以内）
訓練手当等	事業主へ 訓練生1人につき日額960円 （重度障害者1,000円） 訓練生へ (ア) 雇用保険を受けている方は訓練終了日まで引き続いて失業給付が受給できます。 (イ) (ア)以外の方は、訓練手当として、基本手当、受講手当、通所手当が支給されます。
相談窓口	ハローワーク

キ トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

精神障害者・発達障害者で、週20時間以上での就労が難しい人を短時間（週10～20時間）で試行的に雇用し、職場の適応状況や体調などに応じて週20時間以上の就労へ移行することを目指します。

対象者	ハローワークに求職登録している精神障害者・発達障害者
雇用期間	原則3か月以上、12か月以内（1週間の所定労働時間は10時間以上）
助成金	事業主には、対象労働者1人につき月額最大40,000円を支給
相談窓口	ハローワーク

（2）就職をすすめるために ---*---*---*---*---*---*---*---*---

ア 就職資金の貸付

生活福祉資金（76ページ）として、就職または技能を習得するために必要な支度をする経費を貸し付けます。

イ たばこ小売販売業の許可

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の方が製造たばこの小売販売を業として行おうとする時は、許可基準が緩和されます。

相談窓口	財務省関東財務局理財部理財第3課 電話 048-600-1121 / FAX 048-600-1227
-------------	--

ウ 公共施設における売店の設置

身体障害者が公共施設内に売店の設置を希望する場合、優先的に扱われます。

相談窓口	当該の公共施設
-------------	---------

（3）障害者を雇用する事業主への雇用助成措置 ---*---*---*---

ア 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

身体障害者、知的障害者または精神障害者をハローワーク等の紹介により、雇用保険被保険者かつ継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成します。

6 就労

〔助成金額と助成期間〕

				助成金額(中小企業)	助成対象期間(中小企業)
短時間労働者以外	重度	身体・知的障害者		100(240)万円	1年6か月(3年)
	重度以外	身体・知的障害者	45歳未満	50(120)万円	1年(2年)
		身体・知的障害者	45歳以上	100(240)万円	1年6か月(3年)
	精神障害者			100(240)万円	1年6か月(3年)
短時間労働者	重度	身体・知的障害者		30(80)万円	1年(2年)
	重度以外	身体・知的障害者			
	精神障害者				

相談窓口 ハローワーク

イ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇用保険被保険者かつ継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成します。

- 対象者** 障害者手帳を所持していない以下の方
- ・発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者
 - ・難治性疾患患者
- (対象となる難病についてはハローワークへお問い合わせください)

〔助成金額と助成期間〕

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額			
短時間労働者以外の労働者	大企業	1年間	第1期	25万円	第2期	25万円
	中小企業	2年間	第1期	30万円	第2期	30万円
短時間労働者	大企業	1年間	第3期	30万円	第4期	30万円
			第1期	15万円	第2期	15万円
	中小企業	2年間	第1期	20万円	第2期	20万円
			第3期	20万円	第4期	20万円

相談窓口 ハローワーク

ウ キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るために、次の①または②のいずれかに該当する措置を継続的に講じた事業主に助成します。

- ① 有期雇用労働者を正規雇用労働者等または無期雇用労働者に転換すること。
 ② 無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること。

対象労働者	措置内容	支給総額	支給対象期ごとの支給額
重度身体障害者 重度知的障害者 および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)	30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)

() 内は中小企業以外の額

対象労働者	措置内容	支給総額	支給対象期ごとの支給額
重度以外の身体障害者 重度以外の知的障害者 発達障害者、難病患者 高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)	22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

※第2期の支給額は34万円

() 内は中小企業以外の額

相談窓口 埼玉労働局 助成金センター

エ 障害者雇用率制度について

【法定雇用率の設定】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者雇用率制度が設けられており、全ての事業主等は、従業員的一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.5%
	(労働者数40.0人以上規模の企業)	
	特殊法人等	2.8%
○ 国・地方公共団体等		2.8%
	ただし、都道府県等の教育委員会	2.7%

6 就労

令和5年の法改正により事業主区分ごとの障害者雇用率は下表のとおりとなりました。民間企業においては令和6年4月から2.5%となり、令和8年7月から2.7%に引き上げとなります（引上げに係る対応は国、地方公共団体等も同様）。

組織区分	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	<u>2.3%</u>	<u>2.5%</u>	<u>2.7%</u>
国、地方公共団体など	<u>2.6%</u>	<u>2.8%</u>	<u>3.0%</u>
都道府県等の教育委員会	<u>2.5%</u>	<u>2.7%</u>	<u>2.9%</u>

※法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が令和6年4月より従業員40.0人以上となり、令和8年7月からは従業員37.5人以上の企業が対象となります。

相談窓口 ハローワーク

オ 障害者雇用納付金の申告・納付

常用雇用労働者の総数が100人を超える事業主（以下「障害者雇用納付金申告対象事業主」といいます。）は、障害者雇用納付金の申告を行っていただき、雇用障害者数が法定雇用障害者数を下回っている場合は障害者雇用納付金を納付する必要があります。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課
〒336-0931

さいたま市緑区原山2-18-8ポリテクセンター埼玉 本館4階
電話 048-813-1112/FAX 048-813-1114

（ア）障害者雇用調整金の支給

障害者雇用納付金申告対象事業主で、障害者法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、障害者法定雇用率を超えて雇用している障害者数に応じて障害者雇用調整金を事業主の申請に基づき支給します。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課

（イ）在宅就業障害者特例調整金の支給

障害者雇用納付金申告事業主又は障害者雇用調整金申請事業主であって、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、在宅就業障害者特例調整金を事業主の申請に基づき支給します。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課

（ウ）報奨金の支給

常用雇用労働者の総数が100人以下の事業主（以下「報奨金申請対象事業主」

6 就労

といいます。)を対象に、雇用障害者数が一定数を超過している事業主に対し、その一定数を超過して雇用している障害者数に応じて報奨金を事業主の申請に基づき支給します。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課

(エ) 在宅就業障害者特例報奨金の支給

報奨金申請対象事業主で、前年度に在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った場合は、在宅就業障害者特例報奨金を事業主の申請に基づき支給します。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課

カ 障害者雇用納付金制度による助成金等

障害者を雇用するために事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を実施するための費用を助成する制度として、次のような助成金等(次頁以降)があります。

相談窓口 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部
高齢・障害者業務課

● 障害者雇用納付金関係助成金一覧

■ 障害者作業施設設置等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設、または作業を容易にすることを目的として製造された作業設備（業務外で使用しないものに限る）、就労を容易にするために配慮されたトイレ・スロープ等の附帯施設（以下「作業施設等」）の設置（当該障害に起因するものに限る）や整備を行う場合、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減し、雇用の継続に必要な措置（注釈1）を行う場合に支給します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
①第1種作業施設設置等助成金 （作業施設等の設置や整備を工事や購入で行う場合）	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の方も含まれます（注釈2）	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> 対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計） 作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで） 短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで 	—	対象障害者の雇入れ、中途障害者に係る職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
②第2種作業施設設置等助成金 （賃借で行う場合）				3年間	
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
③第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 （作業施設等の設置や整備を工事や購入で行う場合）	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の方 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の方も含まれます（注釈2）	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> 対象障害者1人につき450万円まで（作業施設、附帯施設、作業設備の合計） 作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで（中途障害者は対象障害者1人につき450万円まで） 短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額 1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで 	—	中途障害者は手帳交付日から6か月を超える期間が経過し、かつ就労困難性が加齢による変化によるものと認められることが要件です。他の要因については第1種・第2種作業施設設置等助成金で期限内の申請が必要です。
④第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金 （賃借で行う場合）				3年間	

（注釈1）障害特性上、その施設等の設置または整備を行わなければ支給対象障害者の雇入れまたは雇用の継続が困難であると認められるものであって必要最低限の範囲に限ります。
 （注釈2）居室の工事や毎就業日使用しない設備等は対象となりません。
 （注釈3）重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者は、一般労働者の限度額と同じです

■ 障害者福祉施設設置等助成金

支給対象となる障害者を現に雇用している事業主等が、障害者の福祉の増進のために障害特性に配慮した休憩室等の福祉施設の設置や整備を行う場合に支給します。

対象障害者	助成率	支給限度額
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者 知的障害者 精神障害者 ※在宅勤務の方も含まれます（注釈4）	対象費用の3分の1	<ul style="list-style-type: none"> 対象障害者1人につき225万円まで 短時間労働者（注釈3）または特定短時間労働者である場合の限度額は対象障害者1人につき上記の半額 1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円まで

（注釈4）出勤時に事業所内で使用するもののみが対象であり、居室に設置または整備を行うものについては、対象となりません。

■ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数継続して雇用するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと併せて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に支給します。なお、申請には事前相談が必須となります。

対象障害者（注釈5）	助成率	支給限度額
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者（特定短時間労働者は対象になりません） 知的障害者（重度知的障害者以外の短時間労働者または特定短時間労働者は対象になりません） 精神障害者（特定短時間労働者は対象になりません） 	対象費用の3分の2	<ul style="list-style-type: none"> 1認定につき5千万円まで（同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）（注釈6）

（注釈5）対象障害者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が10分の2以上であることが必要です。
 （注釈6）この助成金、従前の施設改善助成金、第2種重度障害者施設設置等助成金の総支給額と合算して1億円が限度です。

■ 障害者介助等助成金

支給対象となる障害者を雇い入れ、または継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題の解消のために必要な介助等の各種措置を行う場合に支給します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
①職場復帰支援助成金 (職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施)	・ 身体障害者 ・ 精神障害者(発達障害のみ有する方を除く) ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方	—	・ 対象障害者1人につき月4万5千円 (中小企業は月6万円)	1年間	対象障害者等の職場復帰から3か月以内に措置を開始することが要件です。
②中途障害者等技能習得支援助成金 (職場復帰にあたって職務転換後の業務に必要な知識・技能を習得させるための研修の実施)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 対象障害者1人につき年20万円まで (中小企業は年30万円まで)	1年間	
③中高年齢等障害者技能習得支援助成金 (加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための知識・技能を習得するための研修の実施)	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下の方 ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 対象障害者1人につき年20万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は年30万円まで)	1年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
④職場介助者の配置又は委嘱助成金 (業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱)	・ 2級以上の視覚障害者 ・ 2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する方 ・ 3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人につき1回1万円まで(年150万円まで)	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 (上記④の支給期間が終了する事業主で、職場介助者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで)	5年間	支給期間は上記④の支給期間終了後5年間となります。
⑥職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者を配置または委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している上記④⑤の方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は月15万円まで) ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで) (中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで(年150万円まで))	10年間	中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。
⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 (聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱)	2、3、4級または6級の聴覚障害者	対象費用の4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人につき1回1万円まで(年150万円まで)	10年間	対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。
⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 (上記⑦の支給期間が終了する事業主で、当該担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合)	※在宅勤務の方も含みます	対象費用の3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円まで)	5年間	支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。

(注釈7)常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主には、障害者雇用納付金制度に基づき障害者雇用調整金を支給しています。調整金支給調整対象事業主とは、この障害者雇用調整金を受給している事業主のうち支給の減額調整を受けている事業主をいいます。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑨手話通訳・要約筆記等 担当者の配置又は委嘱 の中高齢等措置に係る 助成金 (加齢に伴う心身の変化 により生じる課題を解消 するために必要な手話通 訳・要約筆記等担当者の 配置または委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を 超える期間が経過している上 記⑦⑧の方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の 3分の2	・ 配置1人につき月13万円まで (中小企業または調整金支給調整対象事業主 (注釈7)は月15万円まで) ・ 委嘱1人につき1回9千円まで(年135万円ま で) (中小企業または調整金支給調整対象事業主は 1人につき1回1万円まで(年150万円まで))	10年間	中途障害者の方 は手帳交付日 等から6か月 を超える期間 が経過してい ることが対 象障害者等 となる要件で す。
⑩職場支援員の配置又は 委嘱助成金 (職場定着のための援助 や指導を行う職場支援員 の配置または委嘱)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ※在宅勤務の方も含みます	①一般労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月4万円 ・ 中小企業以外は月3万円 ②短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月2万円 ・ 中小企業以外は月1万5千円 ③特定短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業は月1万円 ・ 中小企業以外は月7千5百円 ④委嘱 ・ 委嘱1人につき1回1万円(月4万円まで)		2年間 (精神障害 者は3年 間) (注釈8)	対象障害者等 の雇入れ日、 勤務時間延長 日、配置転換 日、業務内容 変更日、職場 復帰日または 企業在籍型職 場適応援助者 助成金の支援 終了日の翌日 から6か月以 内に支援を 開始すること が要件です。
⑪職場支援員の配置又は 委嘱の中高齢等措 置に係る助成金 (加齢に伴う心身の変化 により生じる課題を解消 するための援助や指導を 行う職場支援員の配置ま たは委嘱)	35歳以上で雇用後6か月を 超える期間が経過している上 記⑩の方 ※在宅勤務の方も含みます	①一般労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は月4 万円 ・ 上記以外の事業主は月3万円 ②短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円 ・ 上記以外の事業主は月1万5千円 ③特定短時間労働者への配置1人につき ・ 中小企業または調整金支給調整対象事業主は月1万円 ・ 上記以外の事業主は月7千5百円 ④委嘱 ・ 委嘱1人につき1回1万円(288回まで)		6年間 (注釈9)	中途障害者の方 は手帳交付日 等から6か月 を超える期間 が経過してい ることが対 象障害者等 となる要件です。
⑫健康相談医の委嘱助 成金 (健康相談のために必要 な健康相談医を委嘱)		対象費用の 4分の3	・ 委嘱1人につき1回2万5千円まで(年30万円 まで)	10年間	
⑬職業生活相談支援専 門員の配置又は委嘱助 成金 (職業生活に関する相 談・支援の業務を専門に 担当する方の配置または 委嘱)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 [対象障害者が5人以上であ ることが必要になります] ※⑩⑪は在宅勤務の方も含みます	対象費用の 4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人1回につき1万円まで(年150万円ま で)	10年間	対象障害者が 雇用後1年を 超える期間が 経過している 場合は対象と なりません。
⑭職業能力開発向上支 援専門員の配置又は委 嘱助成金 (職業能力の開発・向上 のために必要な業務を専 門に担当する方の配置ま たは委嘱)		対象費用の 4分の3	・ 配置1人につき月15万円まで ・ 委嘱1人1回につき1万円まで(年150万円ま で)	10年間	
⑮介助者等資質向上措 置に係る助成金 (障害者の介助等の業務 を行う方の資質の向上の ための研修・講習の実 施)	—	対象費用の 4分の3	・ 1事業主につき年100万円まで 職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支 援専門、職業能力開発向上支援専門員、企業在籍型職場適応援助者の方の 資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。		
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑯重度訪問介護サービス 利用者等職場介助助成 金 (重度訪問介護サービス 等を受けている重度障 害者の業務遂行のために 必要な支援をサービス事 業者に委託)	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳を お持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 ・ 重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認められた方 ※在宅勤務の方も含みます	対象費用の 5分の4 (中小企業は 対象費用の 10分の9)	対象障害者 1人につき月 13万3千円 まで (中小企業は 月15万円ま で)	年度ごとに 委託を開 始した日か ら当該年度 末まで	申請には事前 に市町村等へ の事業実施の 確認および相 談が必要で す。

(注釈8) 企業在籍型職場適応援助者助成金による支援終了を配置または委嘱事由とするものは6か月間です。

(注釈9) 企業在籍型職場適応援助者の中高齢等措置に係る助成金の支給終了後6か月以内に措置を開始する場合は、その支給期間と合わせて6年間です。

■ 職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者への対応や、加齢に伴い生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった(注釈1)ため職場への適応を容易にするために、職場適応援助者による支援を行う場合に助成します。

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	支給限度額	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 (支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給))	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方 ・ その他、援助が必要であると機構が認める障害者	①訪問型職場適応援助者による支援(注釈10) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・ 精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・ 1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	・ 精神障害者以外の場合は1年8か月 ・ 精神障害者の場合は2年8か月
②企業が在籍型職場適応援助者助成金 (支援計画に基づく企業が在籍型職場適応援助者による支援)	※在宅勤務の方も含まれます	①企業が在籍型職場適応援助者による支援(注釈11) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】月6万円(中小企業は8万円) 【短時間労働者】月3万円(中小企業は4万円) 【特定短時間労働者】月1万5千円(中小企業は2万円) ・ 対象障害者等が精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円(中小企業は12万円) 【短時間労働者】月5万円(中小企業は6万円) 【特定短時間労働者】月2万円(中小企業は3万円) ②企業が在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	6か月
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	支給限度額	支給期間
③訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に対応した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給))	35歳以上で雇用後6か月を超える期間が経過している以下のいずれかの方 ・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者 ・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方 ・ 地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある方 ・ その他、援助が必要であると機構が認める障害者	①訪問型職場適応援助者による支援(注釈10) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・ 精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・ 1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	・ 精神障害者以外の場合は1年8か月 ・ 精神障害者の場合は2年8か月
④企業が在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 (加齢に対応した支援計画に基づく企業が在籍型職場適応援助者による最初の支援)	※在宅勤務の方も含まれます	①企業が在籍型職場適応援助者による支援(注釈11) ・ 対象障害者等が精神障害者以外の場合 (中小企業または調整金支給調整対象事業主(注釈7)は8万円) 【一般労働者】月6万円 【短時間労働者】月3万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月4万円) 【特定短時間労働者】月1万5千円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月2万円) ・ 精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月12万円) 【短時間労働者】月5万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月6万円) 【特定短時間労働者】月2万円 (中小企業または調整金支給調整対象事業主は月3万円) ②企業が在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・ 当該研修受講料の2分の1の額	6か月

(注釈10)訪問型職場適応援助者助成金の①と訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の①の支給額の合計は1日あたり3万6千円まで(支援ケースごとの合計)

(注釈11)企業が在籍型職場適応援助者助成金の①と企業が在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金の①の支給額の合計は1事業年度あたり300万円まで(支援ケースごとの合計)

■ 障害者雇用相談援助助成金

対象障害者の雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業(障害者雇用相談援助事業)を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者に支給します。

対象障害者	支給限度額	支給回数
・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者	①利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合 ・ 60万円(中小企業または除外率設定業種事業主(注釈12)は80万円) ②①を行った後、利用事業主が対象障害者を雇入れ、かつ、6か月以上の雇用継続を行った場合 ・ 対象障害者1人につき7万5千円(中小企業または除外率設定業種事業主は10万円、4人まで)	利用事業主1社につき1回

(注釈12)障害者の就業が困難であると認められる業種について、除外率に相当する労働者を控除する制度(障害者の雇用義務を軽減)が設けられています。除外率設定業種事業主とは、この設定がされている業種に属する事業を行う事業所のある事業主をいいます。

■ 障害者能力開発助成金

障害者の能力開発訓練の事業(注釈13)を行うための施設または設備の設置や整備等を行う場合やその能力開発訓練事業を運営する場合に支給します。

個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間
第1種(施設設置費)	・ 身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 ・ 発達障害者	対象費用の4分の3	5,000万円まで(更新の場合1,000万)	—
第2種(運営費)	・ 高次脳機能障害のある方 ・ 難病等にかかっている方	対象費用の4分の3	受講生1人につき月16万円まで	訓練期間中

(注釈13)公共職業安定所から障害者能力開発訓練の受講の必要を認められた対象障害者等の職業に必要な能力を開発し、向上させるための厚生労働大臣が定める基準に適合する訓練をいいます。

■ 重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障害者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。(注釈14)

対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	
①住宅の賃借助成金 (対象障害者用の住宅の賃借)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者 〔②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱は対象障害者が5人以上であることが必要になります〕	対象費用の4分の3	・ 世帯用は月10万円まで ・ 単身者用は月6万円まで	10年間	
②指導員の配置助成金 (対象障害者用住宅への指導員の配置)			・ 配置1人につき月15万円まで	10年間	
③住宅手当の支払助成金 (対象障害者への住宅手当の支払)			・ 対象障害者1人につき月6万円まで	10年間	
④通勤用バスの購入助成金 (対象障害者のための通勤用バスの購入)			・ バス1台につき700万円まで	—	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 (対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する方の委嘱)			・ 委嘱1人につき1回6千円まで	10年間	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 (対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱)			・ 委嘱1人につき1回2千円まで ・ 交通費1認定につき月3万円まで	3か月間	
⑦駐車場の賃借助成金 (自ら運転する自動車通勤が必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借)			・ 対象障害者1人につき月5万円まで	10年間	
⑧通勤用自動車の購入助成金 (自ら運転する自動車通勤が必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入)			・ 購入1台につき150万円まで (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円まで)	—	
対象となる措置 個別助成金名	対象障害者等	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の通勤援助(公共交通機関の利用に必要な援助)をサービス事業者へ委託)	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認めた方 	対象費用の5分の4 (中小企業は対象費用の10分の9)	対象障害者1人につき月7万4千円まで (中小企業は月8万4千円まで)	年度ごとに委託を開始した日から3か月まで	申請には事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。

(注釈14) 対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません(⑥⑨の助成金を除く。)